

#### 4. 産業廃棄物

平成 11 年 4 月 1 日、中核市移行に伴い、産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置許可、処理業者及び排出事業者の適正処理指導等の事務が委譲された。

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請並びに産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下この項において「法」という。)の規定により都道府県知事又は政令で定める市の市長に対して行うこととされている。この「政令で定める市」を法の中では「指定都市等」と呼んでおり、豊橋市を含め全国に 64 市あり、それぞれの市長が産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請並びに産業廃棄物処理施設の設置許可業務及びこれらに関する各種届出書の審査や適正処理に係る指導等の業務を行っている。本市では産業廃棄物の適正処理に関する基本的な事項を説明した冊子「産業廃棄物処理の手引き」を作成し、事業者などに配布するとともに、関係法令の改正時には排出事業者及び処理業者を対象として説明会を開催している。

また、産業廃棄物処理に関する監督指導の強化を図るとともに、「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」により運用していた産業廃棄物処理施設の設置等に関する事前協議制度について、「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を平成 18 年 3 月に制定し、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんに関し必要な事項を定め同年 7 月より施行した。(平成 22 年 4 月に「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に名称変更)

なお、平成 23 年 3 月、「あなたが主役ごみゼロとよはし～循環・安心のまちを目指して～」を基本理念とする「豊橋市廃棄物総合計画」を策定し、そのなかで、産業廃棄物行政を推進するため、排出事業者、処理業者、市民、行政など産業廃棄物に關係する全ての人を対象とし、「排出量・最終処分率の削減」「再生利用率の向上」「適正処理に向けた情報の公開・発信の充実」を目標とする「豊橋市産業廃棄物処理基本計画」を定めた。

《指定都市等一覧》

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

	札幌市	神奈川県	横浜市	大阪府	大阪市	香川県	高松市
北海道	函館市		川崎市		堺市	愛媛県	松山市
	旭川市		横須賀市		高槻市	高知県	高知市
青森県	青森市	新潟県	相模原市		東大阪市	福岡県	北九州市
岩手県	盛岡市		新潟市		豊中市		福岡市
宮城県	仙台市		富山市		神戸市		大牟田市
秋田県	秋田市	石川県	金沢市	兵庫県	姫路市		久留米市
福島県	郡山市	長野県	長野市		尼崎市	長崎県	長崎市
	いわき市	岐阜県	岐阜市		西宮市		佐世保市
栃木県	宇都宮市	静岡県	静岡市		奈良市	熊本県	熊本市
群馬県	前橋市		浜松市		和歌山市	和歌山市	大分県
	高崎市		名古屋市		岡山市	大分市	宮崎県
埼玉県	さいたま市	愛知県	豊橋市	岡山县	倉敷市	宮崎市	宮崎市
	川越市		岡崎市		広島市	鹿児島県	鹿児島市
千葉県	千葉市		豊田市		吳市	計	64 市
	船橋市	滋賀県	大津市	広島県	福山市		
	柏市	京都府	京都市		山口県	下関市	

## (1) 産業廃棄物について

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法及び法施行令により規定された下表に掲げるものをいい、あらゆる業種の事業活動に伴い排出される「燃え殻」「汚泥」「廃油」などの12種類、特定業種の事業活動に伴い排出される「紙くず」「木くず」「繊維くず」などの7種類及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの1種類の合計20種類に分類される。

さらに、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして法施行令で定めるものについては、「特別管理産業廃棄物」として区分され、以下のような規制がなされている。

特別管理産業廃棄物を処理する場合には、特別な処理基準が法に規定されている。

特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、その適正処理の遂行のため「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置することが義務づけられている。

これらの産業廃棄物は、法により排出事業者が自らの責任で処理することが義務づけられており、自己処理できない場合については、処理されるまでの間適正に保管するとともに、法に規定する委託基準を遵守して産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理を行うことが義務づけられている。

## (2) 産業廃棄物の種類

種類	内容
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻 燃却炉残灰、炉清掃排出物、石炭がら、活性炭がら、その他の燃却残さ
	汚泥 工場排水等の処理後の泥状物、製造工程で発生した泥状物、ビルピット汚泥、建設現場で発生する無機汚泥、管路清掃汚泥、その他の有機・無機の汚泥
	廃油 鉱油、動植物油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤、タールピッチなどの廃油
	廃酸 写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等の酸性廃液など
	廃アルカリ 写真現像液、廃ソーダ液、アルカリ性鍍金廃液など
	廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）廃ポリ容器など、合成高分子系化合物の固形状のすべての廃プラスチック類
	ゴムくず 天然ゴムくずのみ（「合成ゴムくず」は、廃プラスチック類に該当する）
	金属くず 鉄鋼・非鉄金属の研磨くず及び切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ガラスくず、製品の製造過程等で生じたコンクリート破片、耐火レンガくず（工作物でないもの）、陶磁器くず、石膏くずなど
	鉱さい 鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、ボタ、不良鉱石など
がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物
ばいじん（ダスト類）	ばい煙発生施設又は廃棄物焼却炉で発生するばいじんで、集じん施設により集められたもの

	紙　く　ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>・パルプ、紙又は紙加工品製造業</li> <li>・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）</li> <li>・出版業（印刷出版を行うもの）</li> <li>・製本業</li> <li>・印刷物加工業</li> </ul> <p style="text-align: right;">より排出される紙、板紙などのくず</p>
特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	木　く　ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>・木材又は木製品製造業</li> <li>・家具製造業</li> <li>・パルプ製造業</li> <li>・輸入木材卸売業</li> <li>・物品賃貸業</li> </ul> <p style="text-align: right;">より排出される木材片、おがくず、バーク類など 木製廃パレットは産業廃棄物（業種限定なし）</p>
	纖　維　く　ず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>・繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）</li> </ul> <p style="text-align: right;">より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 合成繊維は廃プラスチック類</p>
	動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品、医薬品、香料製造業</li> </ul> <p>から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの 魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類は事業系一般廃棄物</p>
	動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥</li> </ul>
	動物のふん尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農業、畜産類似業から生じる家畜のふん尿</li> </ul>
	動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農業、畜産類似業から生じる家畜の死体</li> </ul>
	政令第2条第13号 廃　棄　物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
特別 管 理 産 業 廃 棄 物	引火性廃油	引火点70未満の廃油
	腐食性廃酸	水素イオン濃度(pH)2.0以下の廃酸
	腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度(pH)12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生研究所、老人保健施設等の医療機関から排出される血液や便などの付着したもので、感染性病原体が含まれるもの
		廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
		廃石綿等
	特定有害産業廃棄物	有害物質を含む産業廃棄物 (燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん及びこれらを処分するために処理したもの 並びに廃酸、廃アルカリ、廃油で基準に適合しないもの)

(3) 豊橋市内産業廃棄物排出量(平成20年度実績)

種類別排出状況		排出量 単位:千トン
家畜ふん尿	535	(33%)
汚泥	456	(28%)
がれき類	260	(16%)
鉱さい	136	(9%)
ばいじん	67	(4%)
ガラス陶磁器くず等	14	(1%)
その他の	137	(9%)
合計	1,605	(100%)

業種別排出状況		排出量 単位:千トン
農業	業	535 (33%)
電気・水道業		418 (26%)
製造業		326 (21%)
建設業		289 (18%)
その他		37 (2%)
合計		1,605 (100%)

(4) 産業廃棄物処理業者の市内処理状況

単位:千トン

区分	中間処理	最終処分	計
平成18年度	687	5	692
平成19年度	670	3	673
平成20年度	606	4	610
平成21年度	556	6	562
平成22年度	593	5	598

(5) 産業廃棄物の搬入搬出状況

単位:千トン

区分	市内への搬入量			市外への搬出量			差引
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計	
平成18年度	293	3	296	196	21	217	79
平成19年度	281	1	282	200	18	218	64
平成20年度	237	3	240	217	31	248	8
平成21年度	225	3	228	201	24	225	3
平成22年度	260	3	263	212	27	239	24

(6) 地域別の搬入搬出状況(平成22年度実績)

単位:千トン

区分	市内への搬入元	市外への搬出先	差引
愛知県内	213.8	96.4	117.4
静岡県	29.4	25.0	4.4
三重県	5.3	5.5	0.2
岐阜県	9.7	1.4	8.3
東北地方	0.0	0.0	0.0
関東地方	2.0	13.9	11.9
信越北陸地方	0.4	3.6	3.2
近畿地方	2.4	26.6	24.2
中国四国地方	0.0	32.2	32.2
九州地方	0.0	34.3	34.3

## (7) 特別管理産業廃棄物の排出処理状況

単位：千トン

区分	特定有害 ばいじん	引火性 廃油	腐食性 酸	感染性 廃棄物	その他	計
平成18年度	14.2	2.4	2.0	0.7	0.8	20.1
平成19年度	14.4	3.5	1.8	1.0	0.7	21.4
平成20年度	14.7	3.6	1.9	0.7	0.8	21.7
平成21年度	10.7	2.8	0.6	0.6	1.3	16.0
平成22年度	18.4	2.8	1.3	0.7	1.7	24.9

## (8) 産業廃棄物処理業者数

区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
平成20年3月31日現在	1,496	64	197	6	1,763
平成21年3月31日現在	1,548	67	206	5	1,826
平成22年3月31日現在	1,612	68	217	5	1,902
平成23年3月31日現在	1,596	68	218	5	1,887
平成24年3月31日現在	210	67	29	5	311

法令改正により、収集運搬業について原則県許可に一元化されたため、許可業者数は減少した。

## (9) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設許可申請件数

区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		産業廃棄物 処理施設	合計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業		
平成19年度	357 (165)	5 (0)	42 (18)	0 (0)	2 (2)	406 (185)
平成20年度	408 (112)	18 (5)	103 (19)	2 (0)	5 (5)	536 (141)
平成21年度	371 (156)	16 (0)	37 (16)	0 (0)	0 (0)	424 (172)
平成22年度	253 (77)	18 (2)	25 (10)	1 (0)	2 (2)	299 (91)
平成23年度	9 (0)	12 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (2)	25 (3)

法令改正により、収集運搬業について原則県許可に一元化されたため、申請数は減少した。また、( ) 内は新規申請件数を内数で示す。

## (10) 行政指導等の状況

単位：件

区分	業の取 消	業の一 次停止	施設の許 可取消	施設の一 次停止	改 命 令	報 告 の 徵 収	改 善 勧 告	指 導 票	合 計
平成19年度	1	2	0	0	0	17	10	13	43
平成20年度	5	0	0	0	6	5	1	12	29
平成21年度	6	0	0	0	0	2	2	29	39
平成22年度	3	0	0	1	1	0	8	28	41
平成23年度	0	0	0	0	0	0	10	31	41

## (11) 産業廃棄物処理施設の設置状況

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

施設区分(廃棄物の種類)	分 【許可対象】	政令 区分	設置件数
中間処理施設			68
脱水施設(汚泥)	【処理能力 10m <sup>3</sup> / 日超】	1	7
乾燥施設(汚泥)	【処理能力 10m <sup>3</sup> / 日超】	2	-
天日乾燥施設(汚泥)	【処理能力 100m <sup>3</sup> / 日超】		-
油水分離施設(廃油)	【処理能力 10m <sup>3</sup> / 日超】	4	1
中和施設(廃酸又は廃アルカリ)	【処理能力 50m <sup>3</sup> / 日超】	6	-
破碎施設	(廃プラスチック類) (木くず又はがれき類)	【処理能力 5t/ 日超】	7 8 8-2 34
コンクリート固化施設(有害物質を含む汚泥)	【全ての施設】	9	-
ばい焼施設(水銀又はその化合物を含む汚泥)	【全ての施設】	10	-
分解施設(汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物)	【全ての施設】	11	-
溶融施設(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物)	【全ての施設】	11-2	-
分解施設	(PCB 廃棄物)	【全ての施設】	12-2
洗浄施設又は分離施設			13 -
焼却施設	(汚泥【処理能力 5m <sup>3</sup> / 日超、200kg/ 時間以上、火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上】) (廃油【処理能力 1m <sup>3</sup> / 日超、200kg/ 時間以上、火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上】) (廃プラスチック類)【処理能力 100kg/ 日超、火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上】 (PCB 廃棄物) (その他の産業廃棄物【処理能力 200kg/ 時間以上、火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上】)	3 5 8 12 13-2	3 3 7 - 5
最終処分場			25
遮断型処分場		14-イ	-
安定型処分場		14-ロ	12
管理型処分場		14-ハ	13
合	計		93

破碎施設実数	39	焼却施設実数	7
--------	----	--------	---

## (12) 自動車リサイクル法関連事業者数

登録・許可業者数	引取業	フロン類 回収業	解体業	破碎業	合計
平成 20 年 3 月 31 日現在	324	100	33	11	468
平成 21 年 3 月 31 日現在	320	93	33	11	457
平成 22 年 3 月 31 日現在	198	71	29	11	309
平成 23 年 3 月 31 日現在	204	73	28	11	316
平成 24 年 3 月 31 日現在	205	71	29	11	316

(13) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定状況（平成23年度策定分）

産業廃棄物（平成22年度実績1,000トン以上の事業場）

産業分類 (大分類)	事業場数	発生量(トン)	
		平成22年度実績	平成23年度目標
D 建設業	38	169,224	142,144
E 製造業	22	101,777	98,654
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	405,325	462,814
計	66	676,326	703,612

特別管理産業廃棄物（平成22年度実績50トン以上の事業場）

産業分類 (大分類)	事業場数	発生量(トン)	
		平成22年度実績	平成23年度目標
D 建設業	1	73	70
E 製造業	7	22,483	22,789
P 医療、福祉	3	430	411
計	11	22,986	23,270

(14) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管状況等

(平成23年3月31日現在)

PCB廃棄物の種類	保管事業場数	保管量	保管量について他の単位で報告のあったもの(注)
高圧トランス	18	74台	
高圧コンデンサ	105	580台	
低圧トランス	1	2台	
低圧コンデンサ	10	138,497台	
柱上トランス	2	21,368台	
安定器	46	11,301個	4,500kg
廃ポリ塩化ビフェニル等	5	467kg	227ℓ、3台/個
廃感圧複写紙	2	70kg	1台/個
ウエアス	3	4.3kg	2台/個
その他	52	サージ吸収用コンデンサ 接地検出器 継電器変圧器 微量PCB混入機器 (高圧トランス等で新たに判明したものを含む) 開閉器 遮断器 リアクトル その他の小型機器	18台 4台 1台 206台 8台 12台 2台 18台

届出事業所数	184
--------	-----

(注) 保管量については、事業所から届けられた量をそのまま集計した。なお、体積の小さいポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合で、その台数を把握できないときは、容器の質量又は体積で届け出てもよいこととされている。

## ( 15 ) 産業廃棄物処理基本計画

### 計画策定の趣旨

平成 11 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い産業廃棄物行政を担うこととなり、豊橋市産業廃棄物処理基本計画（第一次）を策定し、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向けて、市民・事業者と連携して、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできた。しかし、廃棄物の排出量は依然高い水準で推移しており、また、国においては、関係法令や制度の整備によって循環型社会の形成や廃棄物の適正処理に向けた取り組みが進められており、その中では、社会状況の変化に対応できる市の取り組みが求められている。

このような状況を踏まえ、「あなたが主役 ごみゼロとよはし ~循環・安心の町を目指して~」を基本理念とし、本市における廃棄物の課題について、総合的かつ効果的に取り組むために、一般廃棄物処理基本計画と従来の産業廃棄物処理基本計画を統合し、本市の廃棄物行政の方向性を示す「豊橋市廃棄物総合計画」（計画期間平成 23 年度～平成 32 年度）として策定した。（第 3 部が産業廃棄物処理基本計画部分）

### 計画の概要

産業廃棄物処理基本計画は本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたもので、「産業廃棄物の発生・排出抑制」「リサイクルの推進」「適正処理の推進」の 3 つの基本方針を規定し、それぞれの目標として「排出量・最終処分率の削減」「再生利用率の向上」「適正処理に向けた情報の公開・発信の充実」を定めた。排出量・最終処分率の削減及び再生利用率の向上については計画の最終年度における具体的な数値目標を設定し、目標達成に向けて本市が取り組むべき基本施策及び具体的取組のスケジュールを明記した。また、循環型社会の構築に向けて、排出事業者、処理業者、市民及び市のそれぞれの役割を列挙し、関係者が相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組んでいく。

### 目 標 値

平成 32 年度において、排出量を平成 20 年度実績以下に抑制し、最終処分については排出量に対して最終処分率を 2 % 以下に削減させる。また再生利用については排出量に対して再生利用率を 43% 以上に増加させる。

区分	平成 16 年度	平成 20 年度	平成 32 年度		単位：千トン
	実績	実績	予測	目標	
排出量 (平成 20 年度実績比)	1,672.1 ( 104.2 % )	1,605.2 ( - % )	1,613.6 ( 101 % )	1,605 【 100 % 】	平成 20 年度実績以下に抑制
再生利用量 (排出量に対する再生利用率)	744.7 ( 44.5 % )	667.0 ( 41.6 % )	667.6 ( 41.4 % )	691 【 43 % 】	43 % 以上に増加
最終処分量 (排出量に対する最終処分率)	44.5 ( 2.7 % )	36.9 ( 2.3 % )	38.2 ( 2.4 % )	32 【 2 % 】	2 % 以下に削減

### 計画達成に向けた基本施策

